

自 令和7年4月 1日  
至 令和8年3月31日

# 令和7年度事業報告書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和7年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護について従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を展開した。

令和7年度においては、「金融リテラシー向上コンソーシアム」の事務局態勢を強化し、関係各機関と連携して金融経済教育の推進等資金需要者保護への取組みに一層注力したほか、協会員と協会及び協会員相互の交流を目的とした協会員懇談会の開催頻度を増やすなど、協会員の事業推進に資する情報・サービス提供の強化を含む以下の業務を行った。

## I 貸金業者の業務の適正な運営の確保

### I-1 法令等の遵守態勢整備の支援

#### (1) 実務に関する情報提供による支援

##### ① 法令等改正に伴う意見募集等対応

貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出（募集3案件、提出3案件）した。また、意見募集手続きの結果等や行政庁等からの周知要請を適時適切に公表した。（計63件）

##### ② 実務相談に対する支援

実務相談や各種問い合わせに対し、必要に応じて顧問弁護士や行政庁に確認を行うなど正確かつ丁寧な対応を心掛け、計897件に対応した。また、協会員から照会頻度の高い事項については、機関紙「JFSA NEWS」に掲載し、照会者以外の協会員への共有を推進した。

その他、協会員からの相談に対して正確かつ迅速に対応すべく、生成AI導入への着手や、近年の事業者向け貸金業を営む協会員の増加を踏まえ契約書ひな型の検討等を開始した。

#### (2) 諸規則等に関する情報提供による支援

##### ① 社内規則策定等支援

協会員の適正な業務運営の支援として、最新の法令等の内容に沿った「社内規則策定ガイドライン（個別ガイドライン・規程記載例）」等を適宜公表した。

##### ② マネー・ローンダリング／テロ資金供与／拡散金融対策支援

金融庁からのマネロン対策に関する情報を協会員に周知したほか、犯収法施行規則において特定事業者（貸金業者）に作成が求められている「特定事業者作成書面等」について、令和7年版の「犯罪収益移転危険度調査書」の内容を踏まえた記載例を提供し協

会員の態勢整備を支援した。

(3) 適正な広告出稿の支援

① インターネット広告の強化（広告モニタリングの見直し）

大手、中堅のアフィリエイト広告の状況を調査し、適宜修正要請を行い広告出稿の適正化を図った。

② 「貸金業者の広告に関する細則」の遵守徹底

広告関係団体の研修会などにおいて媒体業者等に対し「貸金業者の広告に関する細則」の説明を行うなど同細則の浸透を図った。

(4) 協会員従業者への学習支援

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込184協会員、4,300名）に提供した。

また、eラーニングの学習効果向上のため、読み上げ音声付きテキストの提供を拡大した。また、よくある質問を新規掲載したほか、協会員専用サイトからeラーニングのログインページへ直接アクセスできるよう協会員のユーザビリティ向上を図った。

## I-2 法令等違反に対する措置及び指導等

(1) 法令等違反届出213事案（前年度239事案）の審査を行い、3協会員に対して文書注意措置を行った。

(2) 文書注意措置対象となった3協会員に対しては、法令遵守態勢、内部管理態勢等の整備を図り、再発防止に努めるよう会長名による文書をもって注意した。

(3) 協会員の法令等違反の未然防止に役立つよう、機関紙「JFSA NEWS」に「規律審査部からのお知らせ」欄を設け、具体的な法令違反事例と注意すべき点について定期的に掲載した。

## I-3 協会員に対する監査の実施

協会員の規模や業務内容等に応じ、適切かつ効率的な監査を実施するとともに、重点項目については、深度ある検証を行った。

(1) 実地監査の実施

69協会員（前年度71協会員）に対して実地監査を実施した。

監査の種類別では、「一般監査」を68協会員（同64協会員）、「特別監査」を1協会員（同7協会員）に対して実施した。なお、「特別監査」は、法令等違反に係る再発防止策の検証が必要とされた協会員を対象に実施した。

規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先して実施したことにより、指摘事項があった協会員は25協会員（同22協会員）、その割合は36.2%（同31.0%）であった。また、指摘件数では「法令等違反事項」が9件（同7件）、軽微な不備である「改善事項」が33件（同25件）で、指摘事項としては、「契約締結時の書面の交付」、「契約締結前の書面の交付」、「返済能力の確認（法人向け貸付け）」に関するものが多かった。

(2) 書類監査の実施

書類監査では、翌年度中に登録満了日を迎える316協会員を対象に行う「定期書類監査」、新規加入47協会員を対象に基本的な態勢整備の点検を行う「個別書類監査」を実施した。

「定期書類監査」の結果については、指摘事項ありは9協会員、指摘件数は11件であつ

た。主な指摘事項は「特定事業者作成書面等作成」であった。

「個別書類監査」の結果については、指摘事項ありは5 協会員、指摘件数は6 件であった。主な指摘事項は「特定事業者作成書面等作成」、「加入指定信用情報機関名の公表」であった。

(3) 監査における行政検査との連携

登録行政庁と監査計画や監査結果等について情報及び意見交換を行い、引き続き緊密に連携を図った。

(4) 監査結果等の分析強化と有効活用の推進

協会員の自主的な改善力向上支援の取組みとして、東京都と共同で制作した「貸金業務チェックリスト」の活用等について指導を行った。また、監査結果及び実地監査指摘事例集を、年度分を取りまとめて公表した。

## II 貸金業の健全な発展への貢献

### II-1 政府等への建議要望

- (1) 貸金業者に係る税制問題を調査研究し、その成果として13 項目の「令和8 年度税制改正要望」を策定し、金融庁、自由民主党及び立憲民主党に要望書として提出した。
- (2) 世の中のIT化・DX化の進展に鑑み、顧客の利便性の向上及び貸金業務の合理化に資することを目的とした19 項目の「令和7 年度業法改正要望書」を金融庁に提出し、その実現に向け調整を行った。

### II-2 協会加入の促進

- (1) 令和7 年度の協会加入は59 業者（前年比+12 業者）、退会・廃業等63 業者（前年比+7 業者）となり、令和8 年3 月末日の協会員数は1,005 業者となった。
- (2) 協会が社内規則の策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」には87 業者から申込があり、令和7 年度は新規加入のおよそ9 割にあたる54 業者（前年比+13 業者）が当支援制度を利用し協会に加入した。
- (3) 社内規則策定ガイドラインの無断転用を防止するため、令和7 年8 月1 日に「定款の施行に関する規則」及び「協会加入等に関する規則」（旧：協会員管理規則）を一部改正・施行した。また、各支部から登録行政庁に対し、規則改正内容の説明を行い、登録・更新の審査において無断転用の疑いがないかを確認のうえ、疑いが認められる場合における協会への情報提供など協力を求めた。
- (4) 近年、貸金業者の新規登録が東京都に集中する傾向にある中、各支部が登録行政庁と連携し、支援制度や入会メリットの周知に注力した。その結果、今年度は、東京都以外の新規登録貸金業者21 社が加入したことに加え、これまで加入に至らなかった既登録の協会未加入業者も10 社が加入した。
- (5) 退会を検討している協会員に対しても、協会員であることのメリットを改めて訴求し退会抑止に努めた。

《協会員数の推移（令和3年度末～令和7年度末）》

	令和3 年度計	令和4 年度計	令和5 年度計	令和6 年度計	令和7 年度計
加 入	45	60	53	47	59
退 会	▲8	▲5	▲4	▲7	▲1
廃 業	▲53	▲50	▲45	▲46	▲57
不更新	▲7	▲5	▲6	▲3	▲4
登録取消等	0	▲1	0	0	▲1
期末協会員数	1,021	1,020	1,018	1,009	1,005
協会加入率	64.6%	65.9%	67.2%	68.5%	70.3%

## II-3 協会員向け情報提供の強化

### (1) 情報収集機会の拡充

- ① 協会員への個別訪問や協会員懇談会の実施（後述）等により、経営の実態や課題、要望の把握を含む情報収集に努めた。
- ② 事業者向け後払いサービスなどの現状について、全国事業者金融協会と情報交換を行った。
- ③ 全国銀行協会及び全銀電子債権ネットワーク、オンライン型ファクタリング協会やパーソナルファイナンス学会が主催する講演や研修等に参加し、情報収集に努めた。

### (2) 協会員相互の交流活性化

協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、以下の協会員懇談会を開催した。

#### ① 全国大会

全協会員を対象に、協会活動報告及び意見交換を行うとともに、外部講師によるセミナー及び懇親会を東京で開催した。

#### ② 個別会合

協会員の業態、規模、地域を考慮した小規模の意見交換会及び懇親会を全国各地で計20回開催した。

### (3) 貸金業者に係る諸問題への対応

- ① 不適切な活動を行う弁護士、司法書士等に自粛を求めるべく、第二東京弁護士会及び東京司法書士会宛に「申入書」の提出を行った。
- ② 媒介業務委託の違法性に関する法令照会に対する金融庁の回答について、不動産流通推進センター、全国宅地建物取引業協会連合会及び全日本不動産協会に加盟業者等に対する周知要請を行った。
- ③ 企画調査委員会小委員会において小委員会参加各社の詐欺被害防止に向けた取組みを共有し、貸金業界としての対応等に関する対外説明資料を作成し、関係機関への説明を実施した。
- ④ カスタマーハラスメント防止対策の義務化に伴い、対応方針及び対策マニュアル（ひな形）を策定し、協会員に周知した。

## II-4 積極的な広報の実施

当協会の認知向上及び業界の信頼性向上を図るため、当協会の業界健全化への取り組み及び金融経済教育活動等について積極的に広報するとともに、以下の諸施策に取組んだ。

### (1) マスコミへの対応

- ① マスコミからの照会・取材依頼に誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。
- ② 金融専門紙に当協会の取り組みや会長のメッセージを寄稿することにより、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

### (2) 広報誌、年次報告書及び協会員向け機関紙の刊行

#### ① 広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動や有識者のインタビュー・寄稿等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

#### ② 「年次報告書」の刊行

令和6年度の協会活動や統計情報、資金需要者向けや貸金業者向け調査結果等を掲載した「令和6年度 年次報告書」を8月に刊行し、協会員をはじめ行政当局や消費生活センター等関係団体約2,700先に配布するとともに、デジタル版を協会ホームページに掲載した。

#### ③ 協会員向け機関紙「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守態勢の整備に資する連載記事や協会の諸施策、協会員向け連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通じて協会員に発信した。

### (3) 協会ホームページを通じた情報発信

- ① 当協会の諸施策や金融庁ほか関係行政庁からの周知要請事項をホームページを通じて協会員等に周知した。
- ② 一般消費者向けサイトをリニューアルし、視認性や利便性の向上を図った。

### (4) 公式Xでの情報発信

- ① 一般消費者に向けた情報チャネルである協会公式Xを通じて、金融トラブル被害の防止に資する情報や、当協会の活動情報等を継続的に発信した。
- ② 公式Xアカウントの認知度向上を目的としたキャンペーン施策を実施した。

## II-5 協会員向け研修・サービスの強化

### (1) 集合研修の実施

コンプライアンス研修会は、「貸金業法をめぐる最新動向」をテーマに、東京（9月）、大阪、名古屋（10月）、福岡（11月）の4会場で開催し、270協会員374名が参加した。

テーマ別研修会は、上期、顧客対応品質の向上をテーマに、那覇（7月）と仙台（8月）の2会場で開催し、18協会員33名が参加。下期は、カスタマーハラスメント対策をテーマに、東京（1月）、大阪（2月）の2会場で開催し、124協会員158名が参加した。

### (2) 動画配信による研修の実施

協会員の法令等遵守態勢の支援や企業経営に資する情報提供を目的に、動画配信サービス「JFSA オンデマンド研修」を運営し、集合研修会に参加できなかった協会員のため、会場収録した講義2本に加え、金融庁や関係機関から派遣を受けた講師による動画配信用オリジナル講義2本の計4本を配信開始した。

## II-6 支部活動

### (1) 支部・本部間の連携強化

支部・本部間の迅速な情報共有や現場ニーズの把握、連携態勢の構築を目的に「支部業務部」を発足させた。同部は、定期的に業務説明会（WEB）や事務長連絡会議など支部との「場」を設け、コミュニケーションの活性化を図った。また、実務レベルの課題の抽出を行うことにより、具体的には、支部における行政協力事務にかかる協会内統一マニュアルを作成し、業務の標準化を図った。このほか協会ホームページの「貸金業者登録申請書・届出書用紙」の提供方法の変更や業務用書式の販売方法の変更を行い、協会員支援に直結する支部の課題解決に取り組んだ。

### (2) 財務局及び都道府県行政庁との一層の連携強化

登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、及び財務局、都道府県への定期訪問などを通じて、一層の連携強化に努めた。加えて、東京での連携会合に初めて関東甲信越 8 県の登録行政庁の担当者が参加したほか、北陸、近畿、中国地方の登録行政庁との連携会合を開催し、活発な意見交換を行ったことにより、都道府県をまたいだ広域的な連携・情報共有態勢が進展した。

## II-7 調査の高度化と収集情報の有効活用

### (1) 定例調査及び個別調査の実施

- ① 物価上昇や、金利上昇の影響などによる資金需要者等の生活様式や意識・行動の変化及び事業環境の変化を把握すべく「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」、「貸金業者の経営実態等の把握を目的とした調査」などを実施した。
- ② 金融庁からの要請に基づき、「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。
- ③ 協会員の貸付状況等を把握するため、「貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査」や「業況判断調査」を継続実施した。
- ④ 貸付型クラウドファンディングの変遷や抱える課題や問題などについて、ヒアリング調査の結果を踏まえ、レポートとして取りまとめ公表した。

### (2) 調査結果の分析力向上及び有効活用

- ① 調査の設問作成や結果分析にあたり、有識者の監修や協会員からの助言を受けるなど、調査のレベルアップを図った。
- ② 大学教授との共同研究により専門的な分析を行い、日本FP学会において、その成果を発表した。
- ③ 日本銀行が作成する資金循環統計の基礎データとして、貸金業者の資産や債務などに関する情報を提供した。
- ④ 調査結果の解説を中心とした第 2 回調査研究ウェビナーを開催し、188 名の参加を得た。
- ⑤ 学術研究での活用を目的として、大学教授などの学識者に各種調査結果データを提供するとともに、その活用結果のフィードバック等から分析力向上を図った。

《主な調査結果の公表》

実施時期	実施内容	対象	備考
令和7年7月～8月	資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査	貸金業者からの借入経験のある個人、事業者	令和7年10月31日公表
令和7年12月～令和8年1月	貸金業者の経営実態等に関する調査	登録貸金業者（協会員、非協会員）	令和8年4月30日公表
令和7年4月～令和8年3月	貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査	登録貸金業者（協会員、令和8年3月末現在47社）	毎月公表

(3) 関連団体・機関からの情報収集の強化

日本銀行等の公共機関や日本信用情報機構及び日本クレジット協会等の関係団体と調査統計に関する情報交換や意見交換を定期的に行い、多面的な情報収集に努めた。

### Ⅲ 資金需要者等の利益の保護

#### Ⅲ-1 資金需要者等への金融経済教育活動の推進

(1) 講師派遣・出前講座の実施

金融リテラシー向上、消費者被害の未然防止強化のための出前講座を、要望に応じて内容をカスタマイズし、計64先、5,258名に対して実施した。

- ・ 大学、専門学校、訓練学校、高等学校（31先、3,888名）
- ・ 保護者、教職員、一般（17先、548名）
- ・ 高齢者（16先、822名）

(2) 啓発ツールの制作・配布

① 若年層向け啓発資料「金融トラブル防止のための Q&A BOOK」（改訂版）について、従来の全国消費生活相談員協会の監修に加え、中央大学文学部心理学専攻研究室の編集協力を得て、より金融被害の予防効果の高いツールとなるよう改訂し、全国の教育委員会、消費生活センター、教育機関及び関係行政機関等に対し約22.5万部を無償配布した。

② 東京都協定事業として、特殊詐欺の最新の手口を紹介するなどの動画やホームページを制作し、SNSを活用した啓発宣伝活動を実施した。

③ 警察との連携により、以下の取組みを実施し、SNS等広告配信による啓発を実施した。

- ・ 警視庁の協力依頼に基づき、「マッチングアプリを悪用したぼったくり」被害防止のための注意喚起動画を制作した。
- ・ 神奈川県警察本部の依頼に基づき、「ニセ警察詐欺」の被害防止のための注意喚起動画を制作したほか、中央大学と連携して、警察官を装った模擬的特殊詐欺の実験を実施し、本実験の結果から得た知見に基づく被害防止のための動画を制作した。
- ・ 北海道警察本部の依頼に基づき「闇バイトに加担させない」ことをテーマとした動画を制作した。

④ 学校および行政機関との連携により、「金融トラブル防止のための Q&A BOOK」を活用したクイズラリーを実施した。

- ・ 中央大学文学部（5月）、埼玉県産業労働部金融課（11月）、八王子市消費生活センター（2月）
- (3) 各団体との連携の強化
- ① 全国銀行協会、日本クレジット協会、当協会の3団体にて消費者信用関係団体懇談会（4月、10月）を開催し、消費者教育活動等に係る情報の共有を図った。
  - ② 日本クレジット協会、CICと共同で、出前講座を実施した。
  - ③ 全国消費生活相談員協会と定期的に情報交換会を開催し、最新の相談事例等を収集し消費者被害の傾向を把握するとともに、出前講座のコンテンツ作りにも活用した。
  - ④ 公営ギャンブル団体との連携により、全国公営競技施行者連絡協議会ギャンブル等依存関連問題支援事業補助金交付を受け、ギャンブル等依存症問題啓発に係る動画を制作し、SNS等広告配信による啓発を実施した。
- (4) その他
- 金融庁からの依頼に応じ、協会員に対しキャンペーンポスター「多重債務者相談強化キャンペーン2025」の掲示を依頼した(8月)。

### Ⅲ-2 金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止の推進

消費者保護の取組みを一層戦略的・効果的に推進するため、大手貸金業者4社との協働事業である「金融リテラシー向上コンソーシアム」において、各種教育教材の作成や金融経済教育セミナーの開催、金融トラブル防止策の推進強化に取り組んだ。特に特殊詐欺被害による金融トラブル被害未然防止関係強化を目的に、積極的に警察庁への折衝を行い警察との協働推進を実施した。

《金融経済教育セミナーの開催状況：計87先、10,663名に実施》

- ・ 中学、高校、専修学校、大学、支援学校（60先、8,848名）
  - ・ 各種団体（ボートレース、消費生活センター、市民団体、フリースクール）、企業（13先、431名）
  - ・ 地方自治体等、警察・警察学校（14先、1,384名）
- ※うち金融経済教育推進機構（J-FLEC）との協働実施（3先、256名）、警察本部との協働実施（15先、1,447名）

### Ⅲ-3 相談・苦情・紛争事案への対応

- (1) 相談・苦情・紛争事案の対応力向上

- ① 相談・苦情処理手続・紛争解決手続の受付状況

令和7年度の相談・苦情処理手続・紛争解決手続の受付件数は、合計10,402件（前年比▲1,019件。本来は貸金業者に相談すべきものを当協会にかけてきた誤認電話を除く）であった。内訳は、「相談」10,334件（同▲1,020件）、「苦情処理手続」60件（同▲4件）、「紛争解決手続」8件（同+5件）であった。

- ② 生活再建支援カウンセリング

多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを、初回面接者数30名、延べ面接回数330回実施し、家計収支の見直しや生活習慣の改善等に関する支援を行った。

また、令和5年度より開始した「生活再建支援カウンセラー養成」により認定カウンセラーの養成及びフォローアップを実施するとともに、認定相談員との事例検討会や研

修を通じて、相談員の業務知識及び対応力の向上に取り組んだ。

③ クラウドCTI/PBX 導入

クラウドCTI/PBXの導入により、支部間における相談件数の平準化を進め、相談態勢の合理化と強化を図った。

④ 「紛争解決等業務に関する規則・細則」改正

苦情処理手続・紛争解決手続(ADR)における情報通信技術の活用や守秘義務違反等の場合の手続終了の明確化及び柔軟な組織運営を目的に、顧問弁護士及び金融庁と調整のうえ、「紛争解決等業務に関する規則・細則」の改正を行った。

(2) 貸付自粛制度の効率的な運営と継続周知

① 貸付自粛制度の効率的な運営

令和9年度の犯罪収益移転防止法改正施行を踏まえた本人確認方法の見直しを進め、受付チャネル別の本人確認方法の整理を行った。また、現行の貸付自粛対応マニュアル及びQ&Aの見直しを行い、制度の効率的な運営を行った。

② 貸付自粛制度の継続的な周知活動

広報・教育部門とも連携し、ギャンブル依存症対策への対応として、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」において、SNSを活用した注意喚起動画を配信した。

また、全国94か所の依存症関係医療機関に対し、貸付自粛制度に関するパンフレットを送付したほか、アルコール嗜癖関連問題学会の地方会においては、貸付自粛制度に関する講演を行うなど、医療・専門分野における理解促進を図った。

消費者相談機関等への周知として、全国1,172か所の消費生活センターへ協会案内パンフレットを配布するとともに、大阪府金融課貸金業対策グループや滋賀県精神保健福祉センター等の関係機関を通じた配布を行い、制度の認知向上及び利用促進に努めた。

これらの結果、令和7年度の貸付自粛受付件数(登録・撤回)は、7,439件(前年比+502件。全国銀行個人信用情報センターを除く)となった。

(3) 指定紛争解決機関の確実な業務実施

① 中立公平かつ効率的な紛争解決手続の実施

令和7年度の紛争解決手続(ADR)の受理件数8件について、紛争解決委員と連携し、適切かつ円滑な対応を行った。その結果、1件が和解成立、2件は和解成立に至らず手続きを終了し、残る5件は次期へ継続することとなった。

② 貸金業界の信頼性向上と資金需要者保護

金融トラブル連絡調整協議会を通じた他の金融ADR機関との情報共有等により、紛争解決等業務の質の向上に取り組んだ。また、当協会と紛争解決等業務に係る手続実施基本契約を締結した貸金業者のうち、協会未加入業者向けに「センターだより」を四半期ごとに年4回刊行し、相談・苦情処理手続・紛争解決手続事案に関する情報提供を行うとともに協会加入の慫慂を行った。

### Ⅲ-4 関係各所との連携

(1) 連携強化と情報共有

① 協会員との連携

協会員各社の顧客対応部署担当者を対象に、6月及び2月に意見交換会を実施した。6月の会合には7社9名が参加し、各社における苦情受付状況の傾向や、障害者差別解消法改正に伴う合理的配慮の提供に関する対応、不正申込みへの対策などについて意見交

換を行った。2月には4社6名が参加し、生成AIの活用状況や契約者の家族から債務に関する相談を受けた場合の対応などについて、情報共有及び意見交換を行った。

このほか、顧客対応部署を対象とした「カウンセリングを用いた顧客対応研修」を実施した。

#### ② 他の相談機関等との連携

7月に国民生活センターの相談員との意見交換を実施、6月及び2月には、あわせて44団体59名が参加した東日本地区・西日本地区の消費生活センター相談員を対象とした情報・意見交換会（WEB形式）を開催した。これらの会合では、協会における相談・苦情等の受付状況や、金融経済教育・啓発活動、金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況を共有したうえで、広告の事前出稿審査、ギャンブル等依存症対策、投資・副業詐欺に伴う「借回り」防止策などについて意見交換を行った。また、各地区の消費生活センターについては、支部による定期的な訪問を通じて情報収集を行った。

#### ③ 行政との連携

財務局、消費生活センター及び市町村等の関係機関の相談員を対象に、当協会ですけ付けた相談事例等を交えた「カウンセリング的手法を用いた相談対応研修（出前講座）」を実施し、相談対応力向上の支援を行った。

## IV 指定・認定機関の適切な業務運営

### IV-1 資格試験の実施

- (1) 全国17試験地（21会場）において、令和7年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。
- (2) 試験の結果

試験日	令和7年11月16日(日)
受験申込者数	11,371人
受験者数	9,878人
受験率	86.9%
合格者数	3,208人
合格率	32.5%
合格基準点	31点
合格発表日	令和8年1月9日(金)

### IV-2 登録講習事務の実施

- (1) 令和7年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、eラーニング講習又は会場講習の選択方式により登録講習を実施した。eラーニング講習は10回、会場講習は全国10地域で13回実施した。

(2) 講習の実施及び結果

(1)受講申込者数(①+②)	6,021人
①会場講習	854人
②eラーニング講習	5,167人
(2)受講者数(③+④)	5,942人
③会場講習	841人
④eラーニング講習	5,101人
(3)修了者数(⑤+⑥)	5,942人
⑤会場講習	841人
⑥eラーニング講習	5,101人

(3) 受講者専用サイトによる情報提供

主任者活動の支援を目的として主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

(4) 登録講習機関としての登録更新手続き

貸金業法第24条の39第1項の規定に基づく登録講習機関の登録の更新を金融庁長官から受けた。(平成22年の初回登録以降5回目の更新)

### IV-3 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。

《登録事務等(令和7年4月1日から令和8年3月31日)》

登録申請書受理件数	7,447件
登録完了通知発送件数	2,907件
更新完了通知発送件数	5,312件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,888件
登録抹消件数	3,424件
令和8年3月31日現在登録主任者数	26,826人

《主任者専用サイト「マイページ」の登録者数(令和8年3月31日現在)》

マイページ登録者数	13,766人
登録率	51.3%

## V 協会の組織運営態勢の高度化

### V-1 コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスに関するミニ新聞の定期配信や管理職以外の職員で構成するコンプライアンス会議(担当者会議)の開催などを通じ、職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

### V-2 リスク管理態勢の確立

- (1) 事務ミス・苦情事案の原因究明及び再発防止策の協会内での周知徹底を図ることにより、再発防止に務めた。
- (2) 情報セキュリティ計画を策定し確実に実施するとともに、職員に対し標的型攻撃メール

訓練や情報セキュリティ教育を定期的実施し、セキュリティ意識の向上を図った。また、その進捗状況等については、会長をトップとする報告会（年4回開催）で確認・検証した。

### V-3 内部監査の実施

全支部、本部全部門での業務監査を実施した。支部においては業務の正確性・効率性、本部では業務委託先管理、情報管理などを重点的に検証し、全部署において良好な状況であることを確認した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理に関する取組み状況を点検し、管理態勢を確認した。

### V-4 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について以下のとおり積極的に取組んだ。

- ① 人財育成ツールである「JFSA-COLLEGE」を活用し、生成 AI を含む研修内容の充実を図った。
- ② 新規入局者向けの研修教材を更に充実させるとともに、広い視野を養うためのナレッジ教育や外部研修を実施した。
- ③ 新卒者を中心とした若手職員を対象に、消費者金融大手2社・指定信用情報機関1社の見学会を開催した。
- ④ 若手職員が監査部に随行して実地監査対象先協会員を訪問する制度を運用した。
- ⑤ 上級・中級管理職員及びその候補者に対する外部のマネジメント研修を実施した。
- ⑥ 外部オンライン資格講座と提携し、費用助成制度を組み合わせることで職員の自己啓発環境を充実させた。
- ⑦ 新卒職員の潜在的課題を可視化するスキルアセスメント検査を導入し、個々の特性に合った効果的な指導を行った。

### V-5 IT化・DX化の推進

新たな電話システム（クラウド CTI/PBX）を導入し、全国の資金需要者からの相談を全支部で対応できる態勢を整え、業務の平準化を図った。

また、協会員等の利便性向上に資するよう、インターネットを利用した調査や監査の実施、業務研修や主任者登録講習等のオンデマンド実施を引き続き推進した。

### V-6 基本理念の策定

貸金業界における健全化の進展や、業界を取り巻く社会経済環境及び貸金市場の変化を踏まえ、協会自身も将来にわたり持続的に維持・発展していく必要があるとの認識の下、従来の運営方針を刷新し、未来志向の指針として新たな基本理念を策定した。

## 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

### 1 総会

令和7年6月11日、第18回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 令和6年度事業報告書承認に関する件
- 第2号議案 令和6年度財務諸表及び財産目録承認に関する件  
[令和6年度監査報告]
- 第3号議案 令和7年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号議案 令和7年度予算書(案)承認に関する件
- 第5号議案 役員(理事)選任に関する件

### 2 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、役員(理事)候補者・各会議体委員の選任、業務規程・運営規則の一部改正、支部事務所移転、基金運用計画(案)、令和8年度事業計画及び収支予算(案)等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

#### (1) 第1回理事会(令和7年4月23日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 令和6年度事業報告書(案)承認に関する件
  - 第3号議案 令和6年度決算報告書(案)承認に関する件
  - 第4号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件
  - 第5号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
  - 第6号議案 研修委員会委員選任の同意に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告

#### (2) 第2回理事会(令和7年5月21日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
  - 第3号議案 役員(理事)候補者選任に関する件
  - 第4号議案 第18回定時総会に付議すべき議案に関する件
  - 第5号議案 「行政協力事務規則」の一部改正に関する件
  - 第6号議案 「就業規則」の一部改正に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告

- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他報告
  - ・第18回定時総会および懇親会のご案内

(3) 第3回理事会(令和7年6月11日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 総務委員会委員長選任に関する件
  - 第2号議案 副会長承認に関する件
  - 第3号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv その他報告
    - ・令和7年度 理事会開催予定について

(4) 第4回理事会(令和7年7月16日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 「定款の施行に関する規則」及び「協会員管理規則」の一部改正に関する件
  - 第3号議案 登録講習機関の登録の更新の申請に関する件
  - 第4号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件
  - 第5号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告

(5) 第5回理事会(令和7年8月20日)(書面による会議)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 総務委員会報告
  - iii 相談・紛争解決委員会報告

(6) 第6回理事会(令和7年9月17日)(書面による会議)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告

- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(7) 第7回理事会(令和7年10月15日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正に関する件
  - 第3号議案 令和7年度運用計画(案)に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv 試験委員会報告

(8) 第8回理事会(令和7年11月19日) (書面による会議)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv その他報告
    - ・ 国債購入結果の報告について

(9) 第9回理事会(令和7年12月17日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 「紛争解決等業務に関する規則」及び「同細則」の一部改正に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv 相談・紛争解決委員会報告
  - v その他報告
    - ・ 第19回(令和8年)定時総会の開催日時及び会場について
    - ・ 令和8年度 理事会開催予定について

(10) 第10回理事会(令和8年1月21日) (書面による会議)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 「主任者登録事務規程」の一部改正に関する件
  - 第3号議案 支部事務所移転に関する件

- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv 試験委員会報告

(11) 第11回理事会(令和8年2月18日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 「就業規則」の一部改正に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告

(12) 第12回理事会(令和8年3月18日)

- ① 審議事項
  - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
  - 第2号議案 令和8年度事業計画書(案)承認に関する件
  - 第3号議案 令和8年度運用計画(案)承認に関する件
  - 第4号議案 令和8年度予算書(案)承認に関する件
  - 第5号議案 代議員選挙実施要領に関する件
  - 第6号議案 代議員候補者の承認に関する件
  - 第7号議案 常務執行役の選任(再任)承認に関する件
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv その他報告
    - ・協会運営方針の見直しについて

### 3 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

- (1) 自主規制会議 12回開催(令和7年4月22日、5月13日(書面による会議)、6月9日、7月8日(書面による会議)、8月12日(書面による会議)、9月9日、10月14日、11月11日、12月9日、令和8年1月20日(書面による会議)、2月10日、3月17日 ※通常開催はオンライン会議併用)
- ① 各種法令等の改正を踏まえて、「個人情報保護指針」、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正について審議した。
  - ② 国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに、協会員の参考にとすべく最新版の「特定事業者作成書面等」について審議した。
  - ③ 委員選任の同意について審議した。
  - ④ 法令等違反届出事案について、措置を審議した。

- (2) 貸金戦略会議 11回開催(令和7年4月10日、5月14日(書面による会議)、6月4日、7月9日、9月10日、10月8日、11月12日(書面による会議)、12月10日、令和8年1月14日(書面による会議)、2月9日(書面による会議)、3月11日 ※通常開催はオンライン会議併用)
- ① 資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の借入状況や意識の変化、行動変容、金融リテラシーなどを調査する「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」等の実施及び公表について審議した。
  - ② 貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
  - ③ 顧客の利便性の向上及び貸金業務の合理化等を軸とした「令和7年度業法改正要望」を策定し、金融庁に建議要望することについて審議した。
  - ④ 貸金業者に係る課税制度や制度の簡素化等による事務負担の軽減等を軸とした「令和8年度税制改正要望」を策定し、金融庁及び政党等に建議要望することについて審議した。
  - ⑤ 協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、協会員懇談会を開催すること及びその内容について審議した。
- (3) 総務委員会 12回開催(令和7年4月17日、5月15日、6月5日(書面による会議)、7月10日、8月14日(書面による会議)、9月8日(書面による会議)、10月9日、11月13日(書面による会議)、12月11日(書面による会議)、令和8年1月15日(書面による会議)、2月12日、3月12日 ※通常開催はオンライン会議併用)
- 協会への入退会、令和6年度事業報告書及び決算報告書(案)、令和8年度予算編成方針、事業計画及び収支予算(案)、定款の施行に関する規則、協会員管理規則、行政協力事務規則及び経理規則の一部改正、支部事務所移転等について、理事会に付議又は報告した。
- (4) 相談・紛争解決委員会 3回開催(令和7年4月25日(書面による会議)、7月4日、10月6日 ※通常開催はオンライン会議併用)
- 負担金未納加入貸金業者に対する措置後の状況や紛争解決事案の進捗等について報告したほか、「紛争解決等業務に関する規則、同細則」の一部改正について審議した。
- (5) 試験委員会 2回開催(令和7年9月9日、12月12日)
- 令和7年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和8年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

#### 4 その他委員会等

- (1) 自主ルール委員会 12回開催(令和7年4月15日(書面による会議)、5月7日(書面による会議)、6月3日(書面による会議)、7月1日(書面による会議)、8月5日(書面による会議)、9月2日、10月7日(書面による会議)、11月4日、12月2日(書面による会議)、令和8年1月13日(書面による会議)、2月3日、3月10日 ※通常開催はオンライン会議併用)

- (2) 広告審査小委員会 12回開催（令和7年4月17日（書面による会議）、5月15日（書面による会議）、6月19日（書面による会議）、7月17日（書面による会議）、8月21日（書面による会議）、9月18日（書面による会議）、10月16日（書面による会議）、11月20日（書面による会議）、12月18日、令和8年1月15日（書面による会議）、2月19日（書面による会議）、3月19日 ※通常開催はオンライン会議併用）
- (3) 規律委員会 6回開催（令和7年5月30日、8月1日、10月3日、11月28日、令和8年1月30日、3月27日 ※全てオンライン会議併用）
- (4) 研修委員会 2回開催（令和7年5月16日、令和8年3月19日 ※全て書面による会議）
- (5) 企画調査委員会 10回開催（令和7年4月3日、5月7日（書面による会議）、5月28日、7月2日、9月3日、9月26日、11月5日（書面による会議）、12月3日、令和8年1月7日（書面による会議）、2月4日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）
- (6) 企画調査委員会小委員会 11回開催（令和7年4月3日、4月16日、5月1日、5月29日、6月19日、7月24日、8月27日、9月16日、10月10日、10月30日、11月18日 ※全てオンライン会議併用）
- (7) 人事推薦合同委員会 4回開催（令和7年4月16日、5月13日、7月8日、令和8年3月6日 ※全て書面による会議）

## 5 協会員懇談会

- (1) 全国大会 1回開催（令和7年11月21日（東京））
- (2) 個別会合 全国20回開催（令和7年7月10日（北海道）、8月29日（東京）、9月11日（富山）、9月18日（愛知）、9月25日（宮崎）、10月9日（宮城）、10月16日（大阪）、10月23日（沖縄）、11月5日（愛媛）、11月13日（鳥取）、11月26日（岩手）、12月18日（石川）、令和8年1月15日（沖縄）、1月22日（香川）、1月28日（福岡）、2月5日（岡山）、2月19日（北海道）、2月27日（埼玉）、3月5日（大阪）、3月12日（愛知））

## 6 行政との意見交換会

- (1) 金融庁（総合政策局、企画市場局、監督局） 2回開催（令和7年4月23日、10月15日）
- (2) 関東財務局 1回開催（令和7年12月8日）

## 7 役員等の異動

- (1) 副会長の就退任
  - ① 令和7年6月11日付退任 副会長 河野雅明

② 令和7年6月11日付新任 副会長 飯盛徹夫

(2) 会員理事の就退任

① 令和7年6月11日付退任 河野雅明

② 令和7年6月11日付新任 飯盛徹夫

(3) 常務執行役の就任

① 令和7年4月1日付再任 小谷哲也

② 令和7年4月1日付再任 土井保英

以上